
プロジェクト 連結納税制度の見直しへの対応
項目 第 64 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 64 回税効果会計専門委員会（2020 年 9 月 15 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

グループ通算制度に税効果会計を適用する上で検討すべき論点

（連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断を行う単位について）

2. 連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性判断の単位の論点は、個別財務諸表における企業の分類の判断に関する取扱いの検討を含んでいるのか。企業の分類は過去の実績から決定するので、適用初年度にどのような分類で判断するのかが論点になるのではないか。

（グループ通算制度の適用・加入、離脱の取扱いについて）

3. 現在連結納税制度を適用している会社がグループ通算制度に移行する場合、会計処理が変わるのならどのタイミングで判断をしなければならないのか、検討が必要ではないか（グループ通算制度導入の前日まで適用の可否がわからない場合にどう判断するのか等）。

個別財務諸表における通算税効果額の取扱い

（通算税効果額相当額の授受の選択に関する継続性について）

4. 通算税効果額相当額を授受するか否かの選択によって繰延税金資産の回収可能性の判断が影響を受けるとなると、授受するか否かの選択を年度ごとに変えることによって損益が大きく増減することも考えられるため、授受の継続性について検討が必要ではないか。

（通算税効果額相当額の授受する場合としない場合との取扱いの差について）

5. 個別財務諸表上、通算税効果額を授受する場合は通算税効果額を加味して検討する一方、授受しない場合は通算税効果額を加味しないとしているのは統一感がないと感じる。納税主体を個別と割り切って計算し、連結で調整するという処理に統一するやり方もあると思われる。

(繰延税金資産の回収可能性の判断手順等について)

6. グループ通算制度において損益の通算が行われる点が考慮されているのか、また分類判定のところから変わるのかどうか等、慎重に整理する必要があると考える。そもそもの体系に変化があるのではないかと懸念している。
7. 通算税効果額の授受の取扱いについて、親会社に取りまとめて計算していくことになるのか。

(通算税効果額相当額の授受をしない場合の単体と連結のつながりについて)

8. 個別財務諸表での取扱いが、そのまま連結財務諸表の取扱いに繋がるのか。

(事務局提案に対するコメント)

9. 事務局提案のいずれについても同意する。
10. 通算税効果額は、厳密には税金に該当しないかもしれないが、実態として税金に近いものとしてとらえるのが自然と感じたので、事務局提案に賛成する。
11. 利用者としては、連結財務諸表の税前利益に対応した税金費用が計上されるのが一番わかりやすく、そうでない場合には将来の予測ができなくなる。
12. 通算税効果額に相当する金額の授受がないなら、擬制感が強くなるため、事務局提案どおり、未収金や未払金を計上しないことがよいと考える。ただ、授受するか否かの選択によって税効果が調整できる側面もあるため、実務対応報告にどのように定めていくかについては検討する必要があると考える。
13. 通算税効果額相当額を当期税金費用とするときに、併せて会計基準 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の見直しは必要ないか。
14. 通算税効果額を税金費用に含める案については、財務諸表の表示においても当期税金費用に含める旨を明示したほうが実務家にとって明確になるのでは。

以 上